

令和6年4月に小学校・中学校に入学予定のお子様の保護者の方へ

入学前に新入学用品費の援助を希望される保護者の方へ

就学援助制度（入学予定者早期申請）のお知らせ

豊前市教育委員会

豊前市では、経済的な理由によりお子様を就学させるのにお困りの方（生活保護世帯に準ずる程度に困窮していると認められる方）に、学用品費や給食費等の経費の一部を援助しています。

通常入学後支給ですが、令和6年4月に入学予定の児童生徒の保護者で就学援助の要件に該当し、新入学用品費の早期支給を希望される方には、入学前に支給します。

入学前支給を受けることができる方

次の（１）～（３）の要件の全部に該当する方

- （１）豊前市に居住している方で、お子様が小中学校入学後も引き続き豊前市に居住予定の方
- （２）お子様が令和6年4月に小学校・中学校に入学予定の方
- （３）裏面の就学援助の要件に該当する方

※生活保護を受給中の方は、同様の支給があるため、この制度の対象になりません。

※（１）～（３）のいずれかに該当しなくなった場合で、入学前支給を受けたときは、新入学用品費を返還していただくことになります。

受付期間・申請場所

- ◆受付期間 令和6年1月4日（木）～令和6年1月31日（水）
平日：午前8時30分～午後5時 ※土日・祝日は除く

※受付期間に間に合わなかった場合でも、令和6年4月26日（金）までに申請を行い、4月からの認定となった場合は、入学後に新入学用品費を支給（6月予定）します。

- ◆申請場所 豊前市教育委員会 学校教育課教育総務係（豊前市役所1階 ⑫番窓口）

新入学用品費の支給額・支給時期

◆支給額

- ・小学校入学予定のお子様 54,060円（予定）
- ・中学校入学予定（現在小学校6年生）のお子様 63,000円（予定）

- ◆支給時期・・・令和6年3月中旬予定

- ◆支給方法・・・保護者の方の口座に直接振り込みます

就学援助を受けることができる方・必要となる書類

次のいずれかに該当すれば、就学援助を受けることができます。

要件	申請に必要な証明書類
① 生活保護の停止・廃止の決定を受けた方	生活保護 停止・廃止決定通知書
② 市民税が非課税又は減免の適用を受けている方	令和5年度市・県民税非課税証明書又は減免決定通知書
③ 個人事業税の減免を受けている方	令和5年度県税減免決定通知書
④ 固定資産税の減免を受けている方	令和5年度固定資産税納税通知書、固定資産税減免決定通知書（※新築減額は対象外）
⑤ 国民年金の掛金の減免を受けている方	国民年金保険料免除申請承認通知書 (申請時に減免を受けていること。20歳以上の世帯員全員分が必要です。)
⑥ 国民健康保険税の減免又は徴収の猶予を受けている方	国民健康保険税減免決定通知書
⑦ 児童扶養手当を受けている方	児童扶養手当証書の写し (申請時点で有効期限内の証書であること)
⑧ 生活福祉資金の貸付を受けている方	生活福祉資金貸付決定通知書
⑨ 職業安定所登録の日雇い労働者の方	雇用保険日雇労働被保険者手帳
⑩ その他経済的理由により支給を希望する方(生活保護世帯に準ずる程度に経済的に困窮している方)	令和5年度所得証明書 (令和5年1月1日時点で豊前市に住民票がある方は不要です。)

申請手続き方法

◆申請に必要なもの

- (1) 就学援助費受給申請書（様式第1号）
- (2) 申請に必要な証明書類（上記の要件に応じた証明書類）
- (3) 保護者の方の振込先口座がわかる通帳の写し

※市外からの転入等で、令和5年1月1日時点で豊前市に住民票がない場合は、令和5年1月1日に住民登録のあった市町村で「所得証明書」を取得し、提出してください。

※吉富中学校区に住所を有し、吉富中学校に入学予定の生徒の申請については、吉富町外一市中学校組合へ申請してください。

※申請内容を審査のうえ、結果については文書で保護者にお知らせします。

入学後に支給される就学援助の内容

- ① 学校給食費
- ② 学用品費・通学用品費
- ③ 校外活動費
- ④ 修学旅行費
- ⑤ 医療費（学校保健安全法施行令で定められた病気の治療費に限る）
- ⑥ 卒業アルバム代
- ⑦ オンライン学習通信費

注意事項

◆婚姻、転居等により、世帯状況が変わった場合は、速やかに届け出てください。

◆資格を失った場合、虚偽の申請がなされた場合は、認定を取り消した上、遡って就学援助費を返還していただくことがあります。

お問い合わせ先

豊前市教育委員会学校教育課教育総務係 電話 0979-82-8067